

選定療養費ご請求のお知らせ

令和2年4月の診療報酬改定において、一般病床200床以上の地域医療支援病院の初診時と再診時の選定療養費の徴収が義務化されました。当院でも4月1日から選定療養費を改定させていただきます。

初診時選定療養費

紹介状を持参せずに当院を受診された場合

5,500円(税込)

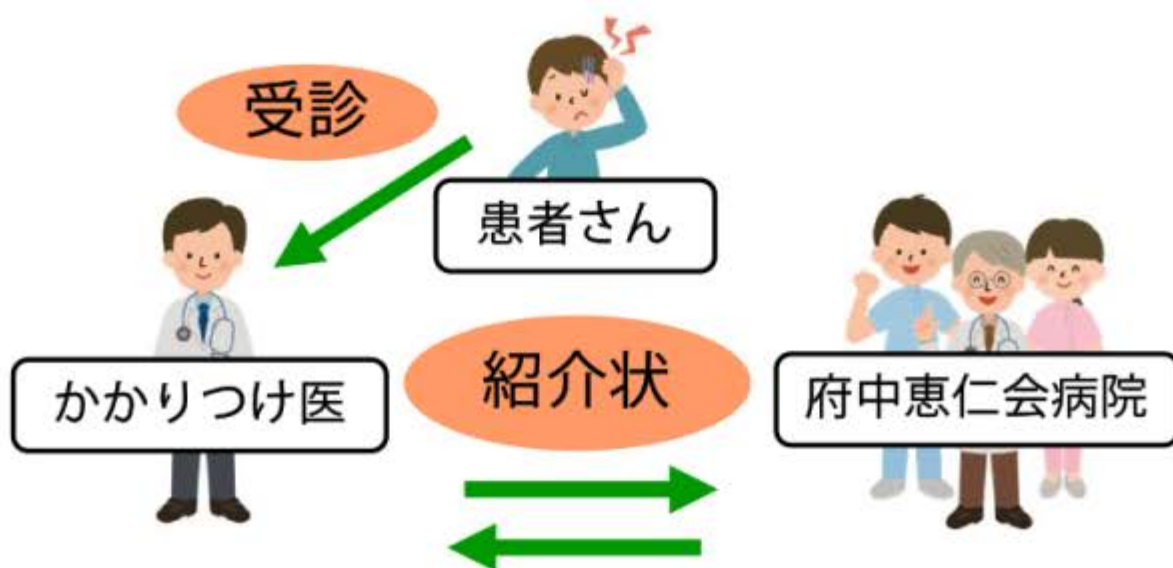
再診時選定療養費

症状が落ち着き、当院担当医が診療所等へ「かかりつけ医」として紹介を申し出た後も当院で診療を希望し受診された場合

2,750円(税込)

選定療養費とは

厚生労働省により選定された制度であり、「初期の治療は地域の医院・診療所などで行い、高度・専門医療は病院（200床以上）で行う」という医療機関の機能分担の推進を目的とされています。病院（200床以上）に初診で受診する際に、他の医療機関からの紹介状がない場合に、通常の医療費とは別に病院が定めた金額（選定療養費）を徴収するというものです。ただし、特定の公費医療を受けている場合、救急車での緊急搬送をされた場合や緊急やむを得ない事情の場合は対象となりません。



ご不明な点については、受付スタッフまでお問い合わせ下さい。



府中恵仁会病院